

エコやまぐち農産物認証申請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、エコやまぐち農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(エコやまぐち農産物認証の申請等)

第2条 要綱第6条第1項の規定による認証申請をすることのできる者は、次のとおりとする。

(1) 山口県内のほ場において農産物の生産を行い、環境負荷低減授業活動（うち土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取り組みを一体的に行う事業活動に取り組む者とし、原則として山口県環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動実施計画（農業）認定要領（令和5年3月31日付け令4農業振興第1416号）第3の2に規定するエコファーマー（以下「エコファーマー等」という。）とする。

なお、エコファーマー等の生産出荷状況を管理できる者による代理申請ができるものとする。

(2) 認証されたエコやまぐち農産物を主原料とする農産加工品を製造する加工業者

2 農産物生産にかかる認証（以下「生産認証」という。）の申請をする者は、原則として栽培を開始する前（多年生作物については、認証を受けようとする年度の5月末まで）に生産登録の申込みを行うものとする。

3 生産登録の内容のうち、栽培品目、認証区分等に変更が生じたときは、生産登録申込者は速やかに変更申込を行うものとする。

4 生産登録の申込者は、収穫開始の1か月前までに、栽培管理記録を添付して認証申請を行うものとする。

5 農産加工品にかかる認証（以下「加工認証」という。）申請をする者は、加工開始の2か月前までに加工計画を添付して認証申請を行うものとする。

6 生産認証を受けた者は、収穫が終了次第、速やかに栽培管理記録を報告するものとする。

7 生産認証又は加工認証を受けた者は、出荷が終了次第、速やかに実績報告をするものとする。

8 その他申請等に必要な事項については、県が別に定めるものとする。

(認証の表示等)

第3条 花きを除く農産物の生産認証を受けた者及び流通に係る認証票使用許可を受けた者が認証を受けた花き以外のエコやまぐち農産物を出荷又は販売するときは、要綱第7条第2項の規定による表示と、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付4食流第388

9号農林水産省総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知。以下「ガイドライン」という。)に定められた表示の双方を併せて行うものとする。

- 2 生産認証を受けた者、加工認証を受けた者及び流通に係る認証票使用許可を受けた者が生産認証を受けた花き及び加工認証を受けた農産加工品を出荷又は販売するときは、要綱第7条第2項の規定による表示を行うものとする。
- 3 生産認証を受けた者が行う認証の表示は、認証を受けたエコやまぐち農産物の、収穫開始日から出荷終了日までの間(同一ほ場において、同一農産物を同一栽培様式により年間複数回数栽培するときには、県が認証票の貼付を認めた期間)に、認証票を表示するものとする。ただし、エコやまぐち農産物の生産基準を満たすことができなくなった場合は、県に速やかに報告するとともに、認証票の表示を中止するものとする。
- 4 認証票使用許可の申請手続については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年9月3日から施行する。
(認証申請の期間の特例措置)
- 2 栽培開始時期が平成14年4月から7月までの農産物及び多年生農産物の認証申請は、平成14年4月とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年1月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。